

社会福祉法人西原町社会福祉協議会理事・監事選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第17条に基づき理事、監事の選任について、必要な事項を定めるものとする。

(理事、監事の選任)

第2条 理事、監事の選任は、次のとおりとする。

- 2 定款第17条に規定する理事、監事は、評議員会において選任する。
- 3 公職、又は団体の代表として理事、監事に選任された者の任期は、その在職期間とする。ただし、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。
- 4 定款第17条に規定する理事、監事の選任基準は、下記別表1、2の区分の選出範囲とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

別表1

(理事の選任基準)

区 分	人 数	選 任 範 囲
福祉関係機関・団体	若干名	西原町内の福祉関係機関・団体
行政機関	若干名	西原町役場福祉部
教育分野関係団体	若干名	社会教育・学校教育の関係機関
学識経験者	若干名	社会福祉事業について識見を有する者
合 計	10名	

別表2

(監事の選任基準)

選任基準	人 数
社会福祉事業について識見を有する者	1名
財務管理について識見を有する者	1名
合 計	2名